

麻生鯨田炭坑における地補金について

東定, 宣昌
九州大学経済学部

<https://doi.org/10.15017/13615>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 6, pp.18-27, 1976-03-15. エネルギー史研究会
バージョン :
権利関係 :

麻生鯉田炭坑における地補金について

東 定 宣 昌

1

「わが国最初の統一的鉱業法典」といわれる日本坑法（明治六年七月二十日公布、同年九月一日施行）は全文八章三三条からなるが、鉱業人と地表権利者との関係については僅かに次のように規定したにすぎなかった。即ち、

第五 試掘ヲ作サント欲スル者ハ鉱山寮ニ願出許可ヲ得テ之ヲ行フベシ

試掘ヲ行フ為ニ必要ノ地面他人ニ属セハ其償金ヲ対談処分スヘシ地主ニシテ自ラ試掘ヲ企ル者ハ衆ニ超テ許可ヲ得ヘキ分義アリトス
然レトモ自ラ試掘ノ資本無クシテ他人ノ挙ヲ拒ミ或ハ不当ノ償金ヲ貪ラバ鉱山寮或ハ地方官ニテ正価ヲ裁決シテ其地ヲ買上クベシ
第二十二 凡借区人ハ区上ニ於テ蔵庫詰所作事場洗礦所鑛鉱所通路等其他坑業ニ必要ナル地面ハ地主タル者ニ予メ償金ヲ弁ス可シ若シ異論決セズンハ鉱山寮或ハ地方官ニテ正価ヲ裁決シ其地ヲ買取ル可シ

かかる簡略の規定の下で、「当時石炭借区許否ノ如何ハ、坑法上出願主財力ノ如何ヨリ、寧ロ村承諾ノ如何ニヨリテ決定セラル、モノタルヲ以、坑区附近ノ村民ハ此坑法ヲ奇貨トシ、無理非道ノ故障、若クバ苦情ヲ捏造シ、貪婪殆ンド飽クコトヲ知ラズ」といわれる如く、坑区出願に際しての村承諾、地主承諾の慣行に基いて、地主の

地位が鉱業人のそれよりも優位していた。鉱業条例（明治二十三年九月二十六日公布、二十五年六月一日施行）の制定は、「現行日本坑法ニ於テハ、試掘及採掘上必要ナル土地ノ使用ニ関スル規定充分ナラサルカ故ニ、試掘人又ハ鉱業人ト土地所有者又ハ使用者トノ間ニ屢々紛議ヲ生シ、鉱業ノ障害少ナカラ」ざることを理由の一つとしており、これによって鉱業人と地表権利者の関係は逆転せしめられたといわれる。²⁾

しかしながら、なお日本坑法下における土地使用の実態は明らかにされていないようである。³⁾ここでは筑豊の麻生鯉田炭坑（明治十八年一月一日開坑、明治二十二年四月加藤敬介―三菱社譲渡⁴⁾の事例を紹介し（資料の制約から不明な点が多いが）、かつ三菱社の筑豊進出により、鉱業条例施行前に地表権利者の鉱業人に対する優越は覆えされていたことを指摘したい。

註

(1) 「県下出身礦業家六傑伝 麻生太吉君 其三」（『福陵新報』写）

(2) 石村善助著『鉱業権の研究』第一編第四章。

(3) 同右 一一九頁。

(4) 麻生鯉田炭坑についてはとりあえず『エネルギー史研究ノ―ト』前号の「明治二十年前後麻生鯉田炭坑の棟梁に関する一考

察」参照。

2

麻生鯉田炭坑の開坑と採掘において、坑主麻生太吉が地主・村方に差入れた定約（約定）を整理すると表1のようになる。¹⁾そこでまず個人（地主）に差入れられた定約から見てみよう。

個人（地主）との場合、備考欄に示した通り、⑥の末原権右衛門に対する場合を除いてすべて「福岡久三郎〆字山ノ谷外一ヶ所借区 壹万七千六百三十坪八合譲受候処、前借区主福岡久三郎〆地主へ対シ定約証指入シニ付、奥書ニ承認セシ旨記載シテ納印セシ」²⁾ものである。

定約内容においては、「田地水難」「天水」「田地損害」「耕地備」というようにさまざまな名称が使われ、定約文の簡略のことと相まって、³⁾定約の性格・実態を明らかにすることは仲々困難である。ただ、⑥末原権右衛門に対しては「借地料」と明記され、他方②田中佐介に対する「天水」、或いは③福岡新右衛門に対する「田地損害」の場合には田地交換が行われることになっており、これらは鉾害賠償を約したものであったと思われる。従って、個人（地主）に対する定約には借地のための場合と鉾害賠償を約した場合があったと思われる。

右の場合、即ち借地した場合、或いは鉾害を与えた場合、斤先金を支払われるか又は田地交換が行われている。しかしながら、斤先金は⑤阿部惣次郎に対する一万斤当り九厘から⑦谷林右衛門に対する一四銭まで高下があるが、その算定規準を明らかにすることは、前述した如く定約書が簡略なため不可能である。ただ⑥末原権右衛門との場合にはどの程度の土地を借地したのかを示す資料が存在す

るので紹介しておきたい。

「嘉麻郡鯉田村五百八拾壹番地

字山ノ谷

一、芝地反別式反歩 此地価金三拾銭

同郡同村五百八拾式番地

字山ノ谷

一、畑三畝九歩 此地価式内七拾三銭七厘

同郡同村五百七十七番地

字山ノ谷

一、芝地反別式反五畝歩 此地価金式拾式銭五厘

」⁴⁾

右に付、「借区終業ニ至ル迄拙者借地致り条、建木竹ハ無論惣而拙者自儘ニ仕用致候、依之右両借区ヨリ採出候石炭ハ無論、増借区ニ至ル迄、右地所之坑口ヨリ採出ハ石炭地料トシ、石炭壹万斤ニ付、金壹銭式厘五毛充」⁵⁾相渡されたのである。

そこで右の地補金（借地料・田地損害料）が実際にどのように支払われていたのかを「鯉田坑山名寄帳」によって窺ってみた。表2は祝藤次郎の場合を例示的に取り上げて作成したものである。祝藤次郎の場合、表1にみられるように定約書では一万斤につき三銭宛、年四期に区分して相渡されることになっていた。その履行状況を表2にみると、三銭宛の計算は定約通り支払われているが、支払期日はかなり弾力的に行われていたようである。これには坑主側の事情もあつたかと思われるが、地主側の事情もあつたようである。即ち、「名寄帳」祝藤次郎の項目の最後に「他ニ惣次郎（阿部）廻ル分有」と貼紙があるように、また表2備考欄からも窺われる如く、地表権利者間の貸借が地補金によって精算されていたこと、また明治二十年三月十六日付の谷林右衛門の麻生太吉宛約定書に「前

表1 麻生太吉と地表権利者の定約

年月日	相手方	定約内容	備	考
① 明 17. 10. 28	田中 作次郎 金政 長次郎	《田地水難》の場合定免にて引受。 《作付不能》の場合田地替。	福間久三郎より借区譲受により引継	明 22. 5. 28 360円にて片付け。
② 17. 10. 28	田中 佐介	《天水》の場合田地替。	同上	
③ 17. 10. 28	福間 新右衛門	《耕地備》として出炭1万斤に付1銭5厘相備へ相渡す。 《田地損害》の場合、田地交換	同上	
④ 17. 10. 28	祝 藤次郎	《田地損害》且《借用》のため出炭1万斤に付3銭相備へ、年4期4月30日・7月30日・10月30日・12月30日相渡す。	同上	
⑤ 18. 1. 25	阿部 惣次郎	《耕地備》として出炭1万斤に付9厘、年2期7月30日、12月30日相渡す。	同上	
⑥ 18. 4. 27	末原 権右衛門	《借地料》として石炭1万斤に付1銭2厘5毛宛、年2期6月15日、12月15日相渡す		明 22. 5. 29 加藤敬介宛借区譲渡につき一時金200円にて片付け
⑦ 20. 2. 28	谷 林右衛門	採出石炭1万斤に付14銭宛年4期3月30日、6月30日、9月30日、12月30日相渡す。但、川端積入場野取帳斤数前にて。	左は明治16年12月福間久三郎と谷林右衛門阿部市兵衛間の出炭1万斤に付《耕地備》として10銭相備へ年4期に相渡約定を改定したもののか	明 22. 4. 8 2,000円にて麻生太吉へ譲渡（明 22. 5. 30 阿部市兵衛は1万斤に付き5銭宛地補金を受取る権利を500円（増金50円、計550円）にて麻生太吉へ譲渡）
⑧ 17. 10. 28	嘉麻郡鮫田村人民惣代地主惣代田中新七外4名	定約金として150円 《耕地補金》として採出石炭 $\frac{3}{4}$ は1万斤に付35銭、 $\frac{1}{4}$ は17銭5厘宛年2期6月30日、12月30日相渡す。但、堅坑着手着炭3年目より年4期3月30日、6月30日、9月30日、12月30日相渡す。	鮫田村字池田外7ヶ所3万1,212坪8合、同村字山ノ谷外1ヶ所、1万7,630坪8合借区につき	加藤敬介宛借区譲渡につき譲受人に引継
⑨ 18. 7. 16	嘉麻郡佐与村人民惣代地主惣代白土新五郎外8名	《地補金》《村補金》として石炭大塊1万斤に付20銭宛、粉炭1万斤に付6銭6厘宛年12期翌月3日渡す。	佐与村字奥ノ谷外4ヶ所6万5千余坪借区につき	同上
⑩ 21. 10. 20	嘉麻郡鮫田村人民惣代地主惣代末原権右衛門外2名	《耕地補金》として明治17年10月28日付定約証の通り。	鮫田村地内借区増坪につき。	同上

「佐与人民ニ関スル事蹟留」「鮫田人民ニ関スル事蹟留」「末原権右衛門へ関スル書類袋（確証）」

「福間・谷ノ両氏ニ係ル権利譲受渡ニ関スル書類入（証）」「祝藤次郎・阿部市兵衛・末原権右衛門・阿部惣次郎氏ニ関スル書類入」より作成。

表2 祝藤次郎にかかる地補金の支払実態

支 払 額			支 払 内 訳		
年 度	金 額	石 炭 積 入 高	年 月 日	金 額	備 考
	円 銭 厘	斤		円 銭 厘	
明治 18	5 16 2	1,730,800	明治 19. 1. 1	5 16 2	
19	14 45 8	4,819,475	20. 1. 13	18	直渡 差引 3円54銭2厘渡過
20	61 61 7	20,538,900	20. 6. 29 20. 8. 23 21. 2. 11	10 20 30	八右衛門渡 同人悴渡 惣次郎分共渡 差引 1円61銭7厘渡不足
21	96 88 7	32,295,500	21. 3. 7 21. 8. 19 21. 10. 17 22. 1. 30	12 90 20 34 42	渡 市兵衛 50円渡内 渡 重吉渡 差引 12円1銭3厘渡過
22	18 69 1	6,230,250			明治18年より21年迄 渡過計 15円55銭5厘 渡不足計 1円61銭7厘 差引渡過 13円93銭8厘 合計差引 4円75銭3厘 渡不足

「明治廿一年六月改 鯉田坑名寄帳」より作成。

注) 明治19年は8月より12月まで石炭積入高、明治22年は1月より4月8日まで、他は1月より12月まで。

略) 鯉田坑山ヨリ出炭壹万斤ニ付、金拾四銭宛御渡相成内、追々
拝借ノ御相談申上ケタル事モ得共、右ハ信義上ニ関スル儀ニ付、
已後決テ拝借ホノ御相談不仕候(後略) 5) とあるように、地表権
利者が坑主に対し屢々金銭の拝借を申し入れたこと等である。

かかる事情の下で、地補金は年度毎にも精算されず、若干の過不
足を繰越しながら、鯉田炭坑の譲渡によって始めてこれが最終的に
精算されたのである。

右の個人(地主)の権利は、明治二十二年四月鯉田炭坑が麻生太
吉より加藤敬介一三菱社に譲渡されるに際し、すべて「一時金ニテ
相方付」られたのである。おそらくこの一時金によって土地が一旦
麻生太吉に譲渡され、そのまま加藤敬介に「引譲」られたのであろ
う。この一時金の算定規準も資料から窺うことはできないが、約一
億斤当りの地補金に相当しているようである。 6)

註

- (1) 但し、表1は地表権利者との定約の全てを包含しているもの
ではない。例えば鯉田村人民に対しては「鯉田村字池田外七ヶ
所借区上線ナル午未申酉戌ノ方ニ当リ石炭含有セシ浅敷所ハ、
耕地ノ下ニ限り該上線ヨリカタハ借区願増出願不仕候」(明治
十七年十月廿八日付定約証「鯉田人民ニ関スル事蹟留」)、「鯉
田村字五百八十番地字池田秣場式町四反宅畝歩永代買取申介、
然ルニ借区坑業ノ妨ケニ不相成様秣場伐取、又ハ秣場ノ生セシ
処ニ牛馬ヲ御繋キニ相成候ハ承諾致介」(明治十八年四月九日
付確証「同右」)とか、佐与村人民に対しては「嘉麻郡佐与村
地内字大師溜池、今般借区出願ニ付、借区内ニ相成居ルモ、右
溜池ノ下ハ無論、東西南北周圍拾間ヲ離レ石炭採掘仕介」(明

治十八年七月十六日付受書「佐与人民ニ関スル事蹟留」)のご
とき定約が若干あるが、表には省略した。

※ なお資料はすべて麻生家文書である。

(2) 「鯉田人民ニ関スル事蹟留」

(3) 一例を示すと、

「約定書

拙者儀、字池田借区出願ニ付、貴殿所有之田地幾分之損害且借
用スルヲ以、右開業中幾年借用候共、出炭正斤壹万斤ニ付、金
三銭相備、年四期ニ区分シ、則四月七月十月十二月各三十日限
速ニ相渡可申候、就キテハ右田地開業中拙者適宜ニ御任被下候、
為後日異状無之タメ、依而一書指入置也

但、備金其時々出来不仕節ハ、坑主立会出炭直立之上、受取
ニ相成候テモ不苦候、

借区主 福間久三郎

明治十六年二月

祝藤次郎殿

右ハ字山ノ谷外一ヶ所借区壹万七千六百三拾坪八合借区譲受ニ
付、石炭採出セシ時ハ前定約履行可致候事

譲受坑主 麻生太吉

明治十七年十月廿八日

(「鯉田人民ニ関スル事蹟留」)

(4) 「確証」(「末原権右衛門へ関スル書類袋」)

(5) 明治二十年三月十六日「約定書」(「福間・谷ノ両氏ニ係ル権
利譲受渡ニ関スル書類入」)

(6) 谷林右衛門の場合は坑主申合により別に考えなければならな
い点がある。

日本坑法下においては、炭坑の試掘開坑に際して村承諾の慣行が存在し、村承諾を得ることが相当困難であったことは前述した。麻生鯉田炭坑の開坑に際しても、史料によると若干の紛糾があったことがわかる。

麻生太吉等による鯉田村字山ノ谷外七ヶ所合計三万九百六拾八坪六合三勺の借区開坑願に対し、明治十七年八月十九日同村有光孫右衛門・阿部伴右衛門外一七人より郡長宛に次の如き「奉願」¹⁾がなされた。

「居村平民福岡嘉一郎・白土茂三郎及び当郡立岩村平民麻生太吉ナル三名ニテ、当村字池田外七ヶ所耕地下土中ニ於テ石炭礦有之哉之趣ニテ、借区開坑出願致度トテ、耕地持主タル私共へ一応談判アリタルモ、承引シカタクニ付相断タルニ、今般其儘ニテ出願アリシ趣ニ付、如何ナル手續ニテ出願セシヤ追々實際取調候処、原ト福岡嘉一郎ニハ旧戸長福岡久三郎ノ実弟ニテ、福岡久三郎カ出願主ナレバ□印ナスニ不都合ヲ生ル故、実弟ノ名ヲ願シタルモ、同人カ開坑スルニアラス、亦タ村中人民総代トシテ承諾印ナシタル谷林右衛門ハ久三郎ノ妹婿ナリ、阿部八右衛門ハ久三郎ノ妹婿ノ舅ナレハ、何レモ則親屬ノ者共ニテ、居村耕地持ニ於テ承諾セシ義ニ無之、全ク同人共申合、人民ヲ出シヌキニナスモノ共ニ有之、然レバ私共ハ人民中ノ総代トシテ出願スルニアラサレバ、右借区御許可相成時ハ、私共ハ田地持主ニシテ数十町歩ノ耕地ニ妨害ヲナシ、大ナル難渋ヲ醸候ニ付、田地持主タル私共ノ承諾出来セサル以上ハ、其筋へ右願書御進達相成ラサル様、此段伏テ奉歎願候也」と。また同日付で郡長宛に同村阿部平五郎外八名は、「当村福岡嘉一郎・白土茂三郎外屯名ヨリ石炭借区開坑出願ニ付、田地持主へ一応談判アリタル末……

則承諾印セシモ、該紙タルヤ前文記載ナク、唯白罫紙ナリシカレ、一向氣付カスシテ押印致置ト処、今般該押印アル罫紙ヲ他ノ承諾書又委任状付ノ出願シタル趣承リ」という理由による承諾印「御取消願」²⁾が提出している。もっとも阿部平五郎外八人の姓名はすべて前記有光孫右衛門外十八人の姓名と重複している。

これに先立ち、明治十六年十二月二十六日麻生太吉は借区人を代表して郡長宛に次の如き「借区承諾之儀ニ付御説諭願」³⁾を出している。若干長くなるが、右の不承諾者の理由に關連するので紹介したい。

「嘉麻郡鯉田村池田外七ヶ所借区三万三千七百六拾貳坪四合、右ハ上等石炭含有セシ場所ニ付、近年村方へ借区出願之義、屢示談致ト処、本年五月廿三日一村中人民該借区開坑ノ示談会ヲ開キ(中略)示談相整、借区出願之儀承諾致トニ付、右願書共ニ絵圖面木相整シ出願ニ際シタル処、同村阿部伴右衛門ト申者アリ、同人ハ石炭坑業者ニシテ、同人親族或ハ親友又ハ同業者と相謀テ、九名ノ名義ヲ以右借区出願ヲ相拒ミ、耕地補金石炭壹万斤ニ付、金四拾銭ヲ増加シ、合テ金六拾七銭補金ヲ相与ヘトハ、承諾可致抔と、不法モ実ニ無謂苦情ヲ申立候条、既ニ其際御説諭可奉願之処、同村祝藤次郎・末原権右衛門等々懇ニ示談ニ及、採出石炭壹万斤ニ付、金三拾五銭耕地補金ニ相渡候処ニ相決シ、既ニ村方と定約取換スニ際シタルニ、又借区地所之苦情申立、到底村中惣代ノ承諾不能ニ付、別紙借区出願仕仕、此場所ハ村中式百戸以上ノ村柄ナルニ、相拒ミタルハ前述ノ九名ニシテ、他ニ(防)害亦ノ患モナク、全ク同業者ノ私意ヲ以テ不法ノ苦情申立候条、乍恐本人等御呼出之上、御説諭被下度、則左ニ人名上伸仕、此段奉願候也」

右によると、借区地である鯉田村の同業者(石炭坑業者)であつ

た阿部伴右衛門が親族、友人を語らい麻生太吉等の出願に反対したようである。即ち麻生鯉田炭坑の村承諾が困難であった理由は石炭坑業者間の競争にあったのである。⁴⁾

かかる経緯の下に鯉田村人民惣代地主惣代に対しては、全六条からなる定約証が差入れられたのであるが(鯉田村からは五条よりなる「受書」)、定約証中にいわれる耕地補金(「鯉田坑山名寄帳」では「村益」)は、開坑・採掘に対する「承諾料」的 성격の強いものであった。それは「定約証」⁵⁾において「坑業ニ関スル需用ノ地所渾而地券面代価ヲ以買上ケ……」(第壹条)、或は「借区内ノ耕地坑業中、若埋没セシ時ハ、其ノ地所地券面代価ヲ以其ノ埋没セシ坪数買上可申候……」(第三条)とある如く、使用地の買上げや鉱害賠償条項が別に規定されていること、また地補金(村益)を補足するものとして定約金や村救金が支払われていることから明らかである。⁶⁾

鯉田村に対する地補金は表3に示した通りである。この支払方法については、既に祝藤次郎の場合で例示した如く、必ずしも定約証に忠実には行なわれなかった。⁷⁾

ところで、この地補金が村内でどのように費消・分配されたかは明らかでない。ただ佐与村に関する次の資料はその一端について推測する手掛りを与えてくれるであろう。これは鯉田炭坑の増借区に際し、麻生太吉が佐与村との間で定約を取換す(表1)に先立ち、明治十八年七月九日「村補・地補金」として五〇円前入し、「右金小前人江配付帳写、御役場へ御備ニ相成居ハ趣奉承候条、御写乍恐縮御下付被為下度」願出たのに対し下付されたものである。⁸⁾

「字奥ノ谷炭坑ニ付、麻生・帆足 両銘ヨリ請取金仕約目録、如左
一、金、百五拾円也

表3 鯉田村益

年度	金額			石炭積入高	1万斤当り金額
	円	銭	厘		
明18	53		5	1,730,800	30 6 2
19	147	47	6	4,819,475	30 6
20	628	49	2	20,538,900	30 6
21	957	64	2	31,295,500※	30 6
22	457	71	8	14,958,100	30 6

「明治廿一年六月改 鯉田坑名寄帳」より作成。

注)表2注参照。但し明治22年は1月より6月まで石炭積入高。

注)明治21年の石炭積入高は100万斤少なくて計算されている。

内訳

八円也 村方協義達之諸入費仕払分

六円也 直方香月並ニ他行之節入切、清四郎外四人渡分

拾九円六拾三銭五厘 地方税戸割役場納

百拾円也 西東戸数割

金百四拾三円六十三銭五厘

残テ金六円三拾式銭五厘 現有

是ハ当時村用掛預ル分

右之通村方協義之上賦課仕外也

佐与村々用掛

白土 新五郎 ㊦

明治十八年八月十四日

勢田村外三ヶ村

戸長 白土 正尚 殿

9)

続けて、内訳中の「西東戸数割」について金一円宛均等配分された一〇名の姓名が連記されている。地補金は金額が単一村の共同収入となされたり、或は地主だけに支払われたものではなく、高下はあったにせよ小作人に至るまで直接分配されていたのである。

註 (1) 「鯉田坑山諸願諸伺諸上伸書類留」

(2) 同右

(3) 同右

(4) 「本年ノ如ク稲作ハ不毛上ニテ村民ノ疲弊ハ言ヘカラス、

目下礦山開業亦無之シテハ稼業ノ手段無之」(祝藤次郎

明治十七年十月二十八日「石炭借区出願ニ付具申書」同

右) 状況の下では、単に地補金の増額が目的であったかとも思えるが、反対者が極めて少数であることに留意したい。

なお、石村善助教授は日本坑法下において地主の地位が

鉱業人のそれに優越していたことを指摘し、その理由として、鉱業人が社会生活上卑賤の身分とさげすまれていたこと、鉱業に由来する被害(鉱毒)の発生をおそれ鉱業そのものに好意的でなかったことの二点を挙げられている(石村善助著『鉱業権の研究』一四三頁)。また浅井淳氏も石炭礦業において坑主が賤視されたことを強調して地主承諾が困難であったといわれる(浅井淳著『日本石炭読本』三二七頁)が、坑主賤視は疑問である。勿論麻生鯉田炭坑の事

例は特殊であろうが、幕末期に遡った考察が必要であろう。

(5) 「鯉田人民ニ関スル事蹟留」

(6) 祝藤次郎「石炭借区出願ニ付具申書」(「鯉田坑山諸願諸伺諸上伸書類留」)

(7) 「鯉田坑名寄帳」

(8) 帆足義方、服部鉦太郎名儀服部炭坑採掘者。

(9) 「佐与人民ニ関スル事蹟留」

4

かかる地補金(村益)¹⁾は鯉田炭坑の売却において紛糾を生じた。借区名儀は一旦加藤敬介に九万五千円で譲渡され、直ちに三菱社へ譲渡された。

加藤敬介への譲渡に際し、麻生太吉は村方に対し「今般拙者所有ノ

礦山加藤敬介氏へ譲渡す、然ルニ是迄御村方江対スル村補金²⁾

譲受人江継続ノ儀定約致置¹⁾処保証致²⁾也」と保証した。事実

加藤敬介との契約書中には第六条において「地補金・村補金、従来

麻生太吉定約ニ拘ハル關係ハ加藤敬介ニ於テ負担スル事³⁾という条

項があったようである。

しかし、右の条項を三菱社は加藤敬介より引継がなかった。そのため村方(麻生太吉)加藤敬介・大木良直(三菱社新入炭坑長)間で度重なる交渉が行われる中で、麻生太吉は「(前略)佐与村補金ノ一件、今般兼而不毛借区ノ件ニ付、種々御面倒ノ件モ有之¹⁾外、御社ニ譲受ニ相成²⁾趣ニ付、村補ノ一件モ是亦相片付度、貴台ノ御返事如何ト日々相迫³⁾り申⁴⁾上⁵⁾、大木氏ニ御照合被⁶⁾下⁷⁾御片付願候、先般来一ヶ年百円ト一時金三百円位ハ御考可相成⁸⁾様、村長等と御協義ニモ相成居⁹⁾由ニ御座¹⁰⁾外、今少シ御増金ニ相成、御片付被¹¹⁾下¹²⁾

奉願候、□□ハ此件ニ付ハ一々御照合ハ不仕^レ共、村民々私へ相
迫リ、事ハ筆紙ニ難^レ尽、御社ノ事故是迄辛抱仕居^レ共、余リ面倒
之事ニ御座^レト条、事定御汲取、金に而御片付之程伏而奉希望也^④と
自ら仲介するだけでなく、野見山米吉（麻生太吉妹婿、元鯉田炭坑
事務長）の名を借りてさえも交渉にあたらなければならなかったほ
どである。

これに対し三菱社は大木良直をして「過般東京表へモ書通致置^レ
処、今ニ何等之返事無之候間、尚ホ問合致可申候得共、貴所ヨリモ
直接東京表へ御談判被及度^⑤」と麻生太吉に答えせしめたごとく、そ
の責を負わず、加藤敬介に一切を引受けさせたようである。一方加
藤敬介はまた麻生太吉の度重なる要請に対し「（前略）小生事、昨
年冬頃ヨリ御地へ参度心算罷在^レ、御承知之鉱法改正ノタメ出願等
多数有之、右ノタメ一日モ手披兼候ニ付、模早路方付^レ間、多分来
月中頃ニハ参度存^レ、予而御申遣之佐与村補金之義ハ、到底小生下
行仕^レ上ニ而取極メ由度、村民等貴下ニ相迫^レリ^レ決而御心配御無
用ト存^レ、出訴仕^レ共必ス功力ハ無之モノニ御座^レ、只タ徳義上補
金ヲ遣スト云フ丈ケの事ニ有^レハ、多分鉱山局長ニモ来月中頃九州
巡廻可仕予定ニ有^レハ間、其節ハ小生全行仕^レ上、村民へ談事仕、
方付申度存^レ間、其含^レニて村民等ニハ不日加藤ノ来ルヲ待^レ置分ス
ベシト御答置可然様存^レ、（後略）^⑥」と答え、契約を無視し、単に
村方との「徳義上」の問題として処理したのである。

かくして佐与村に關しては、明治二十四年五月七日一時金僅か三
百円、鯉田村に關しては、実に明治二十七年十二月九日一時金僅か
四百円で片付けられたのである。^⑦

註(1) 「明治五年大阪府巡查を拜命、開成学校採鉱冶金助手、地
質部助手、教育博物館地質局臨時建築局技師、工部大学校助

教授を歴任、尋で三菱会社鉱山部に入り、手腕を認められ廿
九年拓殖務省創設の際鉱山主務と為り、豪傑技師の名を博
す（大植四郎『明治過去帳』一二五二頁）。三菱入社は明治二
十一年十月三十日、小真木鉱山に勤務する（三菱『社誌』第
十六卷二五四頁）。

(2) 「佐与人民ニ関スル事蹟留」、ほぼ同文の「証」が「鯉田
人民ニ関スル事蹟留」中にも存る。但し、宛先は明治二十二
年の町村合併により鯉田村大字佐与、笠松村大字鯉田となっ
ている。

(3) 「佐与人民ニ関スル事蹟留」

(4) 「加藤氏宛照合按」（「同右」）

(5) 一月九日麻生太吉宛書状（「同右」）

(6) 明治二十四年二月十八日麻生太吉宛書状（「鯉田坑山売却
ニ関スル事蹟留」）

(7) 「受領之証」（「佐与人民ニ関スル事蹟留」）。「受取証」
（「鯉田人民ニ関スル事蹟留」）

5

以上要約すると、①麻生鯉田炭坑の開坑においても村承諾が必要
であったが、地補金は個々の地主に対するものと村方に対するもの
があった。②前者の場合は借地料もしくは鉱害賠償であったのに対
し、後者は開坑「承諾料」的なものであったが、両方とも斤先金で
支払われた。③加藤敬介への借区譲渡Ⅱ三菱の筑豊進出において、
村方に対する地補金に關し紛糾が生じたが、結局三菱側の意向通り、
地主に対するものと同様に僅少の一時金によって打切られたのであ
る。^①

麻生鯉田炭坑の地補金は譲渡直前に一万斤に付七四錢七厘五毛（佐与村益を一万斤に付二〇錢として計算しておく）に達していた。これが経費に占める割合を精確に計算することはできず²⁾、もちろんこれが高下を云々することはできない。しかし地補金は積入石炭高に応じた斤先金として支払われているので、坑主にとっては、村境を越えて借区規模が増大するにしがたい負担は増大していくものであった。

三菱社が鯉田炭坑譲受において地補金（村益）を僅かな一時金によって打切ったことは指摘した通りである。なお三菱社は鯉田炭坑と時を同じくして獲得した新入坑区（明治二十二年四月）、即ち後の三菱新入炭坑の譲渡においても、前借区主の「村方承諾報酬金」・「承諾金及永年村益金」、村方「損害料」等を一時金で打切っている³⁾。筑豊においては鉱業条例施行前に既に三菱の直接進出によって、地主の坑主に対する優越的地位は崩壊したのである。推測をたくましくすれば、明治十七年頃に始まった鉱業条例制定作業の推移を見計って、三菱社は筑豊に進出したという面もあったのではあるまいか。

註

(1) 明治二十八年には一時金により村方に対する鉱害賠償も打切られた（石村善助前掲書 四七九〜八〇頁）。

(2) 次に示す「鯉田山凡積」（明治廿二年分「必要来状」）によって推測は可能である。

「一金	五厘	仕操一切
一金	壹錢五厘	掘賃
一金	貳厘	勘場頭料四人分

一金	七厘	村益三口
「	貳拾四厘	
一金	六厘	水受負
一金	五厘	出シ賃
一金	三厘	舟積入賃・勘場式人
一金	三錢四厘	運賃
一金	三厘五毛	若松手数料
一金	壹厘五毛	借区税并ニ地稅雜費
「	八拾貳厘	
若松売	壹拾貳円	
残而	三円八拾錢	益徳」

右は百斤当りと一万斤当り金額を混書しているが、これによると村益三口の経費に占める割合は八・五%強となる。

(3) 三菱『社誌』第一六卷

後記 史料利用において麻生家と麻生病院事務長深町純亮氏のお世話になり、また今野孝氏には種々の御教示を受けた。厚く感謝の意を表す。